

田瀬ダムの試行的利活用に関する覚書

国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所（以下、「甲」という。）、花巻市（以下、「乙」という。）及び遠野市（以下、「丙」という。）は、田瀬ダム（以下、「ダム」という。）に係る施設の試行的利用及び活用について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、田瀬ダムの利活用による、産業振興に関する試行的利活用の実施について、必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この覚書における施設とは、ダム堤体内の監査廊の一部（以下、「監査廊」という）をいう。

（施設の利用）

第3条 乙及び丙は、本覚書の試行的利活用を行う場合に限り、施設の利用ができることとする。

- 前項の目的を達成するため、乙及び丙は、施設について、別途「利活用計画」を定め、三者で共有するものとする。
- 乙及び丙は、「利活用計画」の策定にあたり、事前に各自、甲と協議するものとする。

（施設の管理）

第4条 施設の管理は、甲が行うものとする。

- 乙及び丙は、施設の試行的利活用にあたって、甲の業務に支障のないようにする。
- 乙及び丙は、災害その他の理由により、施設の利用が制限される場合、速やかに甲の指示に従わなければならない。

（台帳）

第5条 乙及び丙は、監査廊等へ存置する物品等がある場合は、台帳を作成し、甲に届け出るものとする。

（費用の負担）

第6条 試行的利活用に要する費用は、原則として乙及び丙が負担するものとする。

（権利義務の承継）

第7条 この覚書締結後に組織の変更があった場合においては、甲乙丙それぞれこの覚書に基づく権利義務をその承継者に引き継ぐものとする。

（協定外の事項等）

第8条 この覚書に定めのない事項の取り扱い、又はこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙丙協議するものとする。

附則 本覚書は、締結の日から効力を生ずるものとする。

本覚書の証しとして、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 6年 4月 11日

岩手県盛岡市下厨川字四十四田1
甲 国土交通省東北地方整備局
北上川ダム統合管理事務所長

岩手県花巻市花城町9-30
乙 花巻市長

岩手県遠野市中央通り9-1
丙 遠野市長

小田桐 淳司

上田 東一

寺田 一彦